

令和4年11月 農業委員会議事録

開催日：令和4年11月25日（金）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時53分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 4年11月25日（金）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 齋 藤 利 明
主 幹 高 橋 英 行

（説明員） 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時29分

9. 会議の内容

局	長	皆様、おはようございます。定刻にはまだ時間があるのですが、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。
		では、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。
		開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会	長	おはようございます。ご苦労さまです。
		さて、以前にもお話ししましたが、このところで、農業者の方々宛てに、農業経営を支援する補助金についての通知が届いているところかと存じます。
		コロナ禍の中、燃油や肥料等の価格急騰による影響は、農業経営の大きな負担となっていることから、越谷市がその費用の一部を助成するといった内容なのですが、この制度についての説明会の案内が同封されております。お近くの地区センターなどで開催する予定なので、ぜひこの制度を活用していただければと思います。
		また、コロナは依然、終息の兆しがなかなか見えない中、昨今では、新たに「第8波」の感染拡大入り口とも伝えられています。
		とは言え、ワクチン接種が進む中、人の活動や行動の制限も以前に比べて緩和されてきており、明日からは3年ぶりに「産業フェスタ」が開催されます。第1回目から開催に携わった私としては、農業部門の「共進会（いわゆる品評会）」がなくなってしまった（農業関係のお祭りがなくなってしまった）ことは、一抹の寂しさを覚えるところですが、農協直売所「グリーンマルシェ」で「地産地消フェア」を開催すると伺っております。皆様もお時間が許せば、ぜひご参加ください。
		結びに、これから寒さも厳しくなります。皆様には健康に十分ご留意ください。
		話とまじりませんが、改めて総会の慎重審議をお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
局	長	ありがとうございました。

議

長

本日の委員さんは全員出席でございますので、総会のほうは成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、14番の三ツ木委員、1番の瀬尾委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万9,072平方メートルです。通作距離は0.4キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め4名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は7,158.50平方メートルです。通作距離は車で3分、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め3名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は7,453平方メートルです。通作距離は0.4キロメートル、農機具は完備しています。農業従事者は、譲受人を含め4名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は9,890平方メートルです。通作距離は11キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め2名です。

続きまして、5番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は9,890平方メートルです。通作距離は11キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め2名です。

以上5件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要

議 長

件の全てを満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員12番の松沢委員、2番及び3番について推進委員7番の高島委員、4番及び5番について推進委員1番の小早川委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、松沢委員よりお願いいたします。

12番推進委員
(松沢委員)

1番の件について補足説明します。

11月21日に現地を確認しております。申請地の2筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等について問題はありません。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

2番及び3番について、高島委員よりお願いいたします。

7番推進委員
(高島委員)

2番の件について補足説明します。

11月21日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は、世帯内贈与であります。事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具については問題ありません。

以上、報告いたします。

引き続き、3番の件について補足説明します。同じく11月21日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は、2番の件同様、世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等については問題ありません。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。4番及び5番について、小早川委員よりお願いいたします。

1 番 推 進 委 員
(小早川委員)

それでは、4 番の件について補足説明します。

11月21日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具についても問題はありません。

以上、報告いたします。

続きまして、5 番の件について補足説明します。11月21日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1 番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、申請者は高齢となり耕作が難しく、現在は土地の管理をしております。このたび本件申請地の近隣住民から駐車場として貸

議 長

してほしいとの強い要望があり、困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、グループホームより駐車場が不足し困っていると相談があり、ぜひ駐車場として貸してほしいとの要望を受け、困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

以上2件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について荻島職務代理、2番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、1番について荻島職務代理よりお願いいたします。

1 1 番 委 員
(荻島委員)

1番の件について説明いたします。

11月15日に現場を確認しております。申請地、現況は畑で、転用目的は駐車場です。東側道路に接する出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置して区画するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

2番について、藤井委員よりお願いいたします。

2 番 委 員
(藤井委員)

2番の件についてご報告いたします。

11月14日に現地を確認しております。申請地は畑、転用目的は駐車場です。南、西側にはコンクリートブロックを設置し、東、北側は道路に接しておりますが、高低差はないこと、アスファルト舗装をすることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長	ありがとうございました。
全 員	ただいまの説明について質疑はございませんか。
議 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
	〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
	続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について事務局から説明願います。
統 括 主 幹	議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。
	第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について説明します。
	番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
	それでは、1番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由
	といたしまして、譲受人は平成15年に市内に本店を置き、主に建築資材の販売を営む法人です。受注も順調に増え、現在の資材置場が手狭
	となり、新たに資材置場用地を探していたところ、申請地は営業所の
	近くにあり、利便性もよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。
	続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と
	いたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅で夫婦と子供1人、計3
	人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地
	を探していたところ、申請地はお互いの実家にもほど近く、お互いに
	困ったとき助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、
	申請に及んだものです。
	続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

議 長

1 番 委 員
(瀬尾委員)

いたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅で夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来を考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は現在の住まいから徒歩2分の距離に位置し、実家にも近くお互い困ったとき助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成9年に川口市に本店を置き、主に貸倉庫業を営む法人です。業績も順調に伸び、現在使用している資材置場が手狭となり、新たに土地を探していたところ、申請地は本店からのアクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成16年に東京都足立区に本店を置き、主に建築工事業を営む法人です。昨年10月に越谷市に事業所兼資材置場を取得しましたが、トラック、従業員及び来客用の駐車スペースを確保するのが難しく、駐車場用地を探していたところ、申請地は道路を挟んだ反対側にあり計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について瀬尾委員、2番から4番については私から説明いたします。5番について宇田川委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1番の件についてご説明いたします。

11月14日に現地確認をしております。申請地の現況は田んぼと畑で、

議

長

転用目的は資材置場です。東側出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置して区画するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

2番から4番について私から説明いたします。

2番の件について説明いたします。11月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置し土留めすることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、3番の件について説明いたします。同じく11月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、4番の件について説明いたします。11月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを新たに設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、5番について宇田川委員よりお願いいたします。

8 番 委 員

(宇田川委員)

5番の件について説明します。

11月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを新たに設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし

議

長

ます。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から10番について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から10番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、部屋数が足りなく家族の将来のことを考え自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は子供の小学校の学区内であることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は平成17年に市内に本店を置き、主に土木建設業を営む法人です。このたび川柳大成町線の道路拡幅整備事業に伴い、自宅兼資材置場が収用の対象となり移転が必要となったため、申請地に資材置場を移転するための申請です。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は母親の住まいに近く、将来の介護も踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

議 長

10番委員
(田口委員)

いたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は小学校や大型商業施設が近くにあり、生活するに当たり最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は店舗です。転用理由といたしまして、借人は令和2年に春日部市にうどん店を開業し、営業しておりますが、現在の店舗は小さく駐車場も4台と少なく、来客の制限があるため移転を計画し土地を探していたところ、申請地は前面道路も広く駐車スペースも十分確保できることから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、6番から8番について田口委員、9番及び10番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、6番から8番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、まず、6番の件について説明をいたします。

11月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口部分を除きコンクリートブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、7番の件について説明いたします。同じく11月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は事務所、資材置場です。北側の出入口部分を除き、新たにコンクリートブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判

議 長

2 番 委 員
(藤井委員)

議 長

全 員
議 長

断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、8番の件について説明いたします。同じく11月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、コンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

以上、3件報告させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

9番及び10番について、藤井委員よりお願いいたします。

9番の件についてご報告いたします。

11月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、コンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、10番の件についてご報告いたします。11月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は店舗です。西側道路の出入口部分を除き、コンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

以上、2件ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議 長	〔挙手全員〕 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
統 括 主 幹	続きまして、第４号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、事務局から説明願います。 議案書の５ページを御覧ください。 第４号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて説明します。 番号、主たる従事者名、申出者名の順に読み上げます。 生産緑地法第10条の規定では、市の生産緑地に指定された農地について、主たる従事者の死亡等により、その農地を市に買取り申出をする場合は、農業委員会の発行する当該証明書が必要になります。 それでは、１番の内容ですが、生産緑地に指定されていた土地の所有者であった中野ちよ子様が令和３年12月30日に亡くなったため、申出人からこの生産緑地に係る農業の主たる従事者が中野ちよ子様であったことの証明を求める申請があったものです。 事務局からは以上です。
議 長 8 番 推 進 委 員 (飯 高 委 員)	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員８番の飯高委員よりお願いいたします。 １番の件につきましてご報告いたします。 主たる従事者は、令和３年12月30日に亡くなりましたが、生前、生産緑地の認定を受けていた当該申請地の主たる従事者であったことをご報告いたします。 また、去る11月16日に現地を確認いたしましたところ、当該買取り申出地の畑１筆はきれいに管理されておりましたので、併せて報告いたします。 以上です。
議 長 全 員	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。 なし。

議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行することに決定いたします。 続きまして、第５号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の６ページ及び７ページを御覧ください。 第５号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。 番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。 １万８７７平方メートル、再設定で、期間は５年です。 本計画案は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 事務局からは以上です。
議 全 員 議	長 員 長	ただいまの説明について質疑はございませんか。 なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。 次は、報告でございます。 事務局から説明願います。
統括主幹		それでは、報告に移らせていただきます。 議案書の８ページです。第１号報告 農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について、３件の届出がありました。届出内容に

議

長

つきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の9ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の10ページから12ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、19件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の13ページです。第4号報告 農地の改良に係る届出について、今回2件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、12月26日、月曜日、午前10時から、この会議室にて行います。

(閉会時刻：午前10時29分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和4年11月25日

議 長

署名委員

署名委員